

社会保障論評22-023号 (作成日: 2022年12月26日)

「外国の遺族年金、平均余命分に相続税」 朝日新聞2022年12月20日付朝刊6面

- 「外国の公的年金に加入していた夫を亡くし、遺族年金を受給している関西在住の女性に対して、国税庁が今月、相続税を支払うよう求める通知書を送っていたことが分かった」との記事である。女性は「不公平だ」と主張し、国税不服審判所に審査請求すると言う。
- 「国税庁資産課税課は取材に対し、外国の遺族年金は相続税法で定める『みなし相続財産』にあたるため、課税したと説明」したそうである。相続税法第3条（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）の第1項第6号の「定期金に関する権利」なのだろう。
- 厚生年金や国民年金の遺族年金は「所得税も相続税も課税されませんが、確定給付企業年金法などに基づく遺族年金は「相続税の課税の対象になりますが、毎年受け取る年金には所得税が課税されません」との取り扱いになっている（タックスアンサーNo.1605）。
- 女性の代理人である三木義一弁護士は、「スイスの年金は日本と同様に加入義務がある公的年金」で、「日本の公的年金と同様に扱わないと、法の下での平等に反する」と主張しているそうである。だが、「法の下での平等」という言い分は、少々大仰ではないだろうか。
- 日本国憲法第14条第1項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」は、身分的差別を排したものであって、日本国内法と外国法を同列に扱うものではない。
- 年金に対する課税には、各国で違いがあり、「スイスに居住している人が日本の年金を受給する場合、年金に対する所得税はスイスで課税対象となり、日本では非課税」である (<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/kunibetsu/notice/switzerland.html>)。
- また、スイスの相続税は、連邦税はないが、州ベースで独自の相続税規定（低率）があるそうである。なお、スイスの相続制度は「居住地法主義」で「全世界全ての財産がスイスでの相続税の課税対象」になる (<https://www.happy-souzoku.jp/souzoku-12016.html>)。
- 日本とスイスは、「社会保障協定」と「租税条約」とを締結している。この問題は、それらを参照しながら考える必要があり、「海外の遺族年金に課税するのであれば、日本の遺族年金にも課税しなければいけなくなる」（三木弁護士）という短絡的なものではない。
- ただ、女性の「受け取ってもいない年金に課税」への反発は、理解できないでもない。難しいのは、終身年金の評価であるが、これについては評価方法が定められており、平均余命が用いられる (<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/pdf/teikikin.pdf>)。
- しかし、平均余命を用いるのは合理的に見えても、遺族年金の受給後すぐに死亡するようなケースを考えると、公正と言えるのかどうか、疑問は残る。相続税としての一括課税だけでなく、定期的に受給する年金に対する課税の選択肢導入も検討してはどうだろうか。
- 人流やマネーが国際化する中で、想定していなかったような問題が発生してくるが、この問題も、その一例であろう。事前に、すべてのケースへの対応を詰めておくのは不可能であるから、公平・公正な対応策とは何かを常に考えて対応していく必要がある。（以上）